

# 募 集 の 公 示

下記のとおり公募に付します。

## 記

- 1 公募に付する事項  
鹿屋税務署の電話設備の賃貸借及び保守業務
- 2 参加資格等に関する事項
  - (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。  
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
  - (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
  - (3) 各省各庁から指名停止等を受けていない者（支出負担行為担当官が特に認める者を含む。）であること。
  - (4) 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であり、適正な契約の履行が確保される者であること。
  - (5) 国税及び地方税の滞納がないこと。
  - (6) その他の条件は公募についての説明書等による。
- 3 契約条項を示す場所  
熊本国税局 総務部 会計課 経費係
- 4 募集内容等の説明  
公募に参加を希望する者は、令和6年3月27日（水）17時00分までに上記3の場所で募集内容等の説明を受けること。
- 5 申込書等の提出期限等
  - (1) 提出期限  
令和6年3月28日（木）17時00分
  - (2) 場所  
熊本国税局 総務部 会計課 経費係
- 6 契約者の決定方法
  - (1) 申込みが1者（社）の場合  
当局の仕様に合致し、且つ、見積書の金額が施策予定金額の範囲内の場合は、即時決定する。
  - (2) 申込みが2者（社）以上の場合  
一般競争入札により決定する。
- 7 受付時間  
上記4及び5の受付時間は、土曜日、日曜日及び祝日を除く、9時00分から17時00分まで（12時15分から13時00分までを除く。）とする。
- 8 契約書作成の要否  
契約締結に当たっては、契約書を作成するものとする。
- 9 見積書の無効  
本公告に示した資格のない者の提出した見積書は無効とする。

以上、公告する。

令和6年3月12日

熊本市西区春日2丁目10番1号  
支出負担行為担当官  
熊本国税局総務部次長 中村 伸